

○国土交通省告示第二百五十三号

海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第九条第三項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）及び内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第八条第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準運送約款及び標準内航運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

標準運送約款及び標準内航運送約款の一部を改正する告示

（標準運送約款の一部改正）

第一条 標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>旅客運送の部 (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であつて、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）</p> <p>5 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 旅客が<u>法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合</u></p>	<p>旅客運送の部 (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であつて、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）<u>及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示をしているもの</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 旅客が<u>この運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合</u></p>

(4)・(5) (略)

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

(1) (略)

(2) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(4)～(6) (略)

3 (略)

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(1)・(2) (略)

(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

(4) (略)

(5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合

(6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

(7) 旅客が第18条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしてい

(4)・(5) (略)

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

(1) (略)

(2) 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(新設)

(3)～(5) (略)

3 (略)

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) 乗船者の疾病が発生した場合

(5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

(新設)

ると信ずるに足りる相当な理由がある場合

(8) (略)

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客（自動車航送を行う場合にあつては、自動車航送に係る自動車の運転者を除く。）及び手回り品の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。
2～5 (略)

(運賃及び料金の收受)

第8条 (略)

2 当社は、旅客が船長又は当社の係員（以下「船員等」という。）の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。
3 (略)

(不正乗船等)

第16条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃及び料金のほかにこれらの2倍に相当する額の増運賃及び増料金をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは当該船便の始発港をもつて乗船港とみなし、乗船した等級が不明のときは当該船舶の最上等級をもつて乗船した等級とみなします。
(1) 船員等の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。
(2)～(4) (略)

(5) 当社の係員が乗船券の提示を求め、又は運賃及び料金の支払いを

(6) (略)

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客（自動車航送を行う場合にあつては、自動車航送に係る自動車の運転者を除く。）及び手回り品の運送の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。
2～5 (略)

(運賃及び料金の收受)

第8条 (略)

2 当社は、旅客が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。
3 (略)

(不正乗船等)

第16条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃及び料金のほかにこれらの2倍に相当する額の増運賃及び増料金をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは当該船便の始発港をもつて乗船港とみなし、乗船した等級が不明のときは当該船舶の最上等級をもつて乗船した等級とみなします。
(1) 船長又は当社の係員の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。
(2)～(4) (略)

(5) 当社の係員が乗船券の呈示を求め、又は運賃及び料金の支払いを

請求してもこれに応じないこと。

(6)・(7) (略)

(払戻し及び払戻し手数料)

第17条 (略)

2 当社は、前項の規定により運賃及び料金の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第6号、第7号及び第8号(第3条第2項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、手数料を申し受けません。

(1) (略)

(2) 前項第2号に係る払戻し

ア・イ (略)

ウ 発航時刻までの請求に係る払戻し、券面記載金額の3割に相当する額(その額が200円に満たないときは、200円)

(旅客の禁止行為等)

第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1)～(5) (略)

(6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

(7)～(9) (略)

(10) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。

(11)・(12) (略)

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

請求してもこれに応じないこと。

(6)・(7) (略)

(払戻し及び払戻し手数料)

第17条 (略)

2 当社は、前項の規定により運賃及び料金の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第6号、第7号及び第8号(第3条第2項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、この限りではありません。

(1) (略)

(2) 前項第2号に係る払戻し

ア・イ (略)

ウ 発航時刻までの請求に係る払戻し、券面記載金額の3割に相当する額(その額が200円に満たないときは、200円)

(旅客の禁止行為等)

第18条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1)～(5) (略)

(6) みだりにタラップ、しや断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

(7)～(9) (略)

(新設)

(10)・(11) (略)

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。

(当社の賠償責任)

第20条 当社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあつては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

(1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、当社又はその使用人に故意又は過失があつたことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 (略)

(旅客に対する賠償請求)

第21条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることができます。

受託手荷物及び小荷物運送の部

(定義)

第2条 この運送約款で「受託手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(当社の賠償責任)

第20条 当社は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口がある場合にあつては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

(2) 当社が、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当社又はその使用人に過失があつたことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 (略)

(旅客に対する賠償請求)

第21条 旅客が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることができます。

受託手荷物及び小荷物運送の部

(定義)

第2条 この運送約款で「受託手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1)・(2) (略)
- (3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であつて、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）」
- 2～4 (略)

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、乗船券の提示を求めたうえ、1乗船当たり受託手荷物（前条第1項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）を2個に限り、その運送契約の申込みに応じます。ただし、使用船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めるときは、2個を超える申込みに応じます。

- 2 (略)
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。
- (1) (略)
- (2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合
ア・イ (略)
ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
エ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
オ～キ (略)
- (3) 運送申込人が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (4) (略)
- (5) 当該運送に関し、運送申込人から特別な負担を求められた場合

- (1)・(2) (略)
- (3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であつて、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）」及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示をしているもの
- 2～4 (略)

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、乗船券の呈示を求めたうえ、1乗船当たり受託手荷物（前条第1項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）を2個に限り、その運送契約の申込みに応じます。ただし、使用船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めるときは、2個を超える申込みに応じます。

- 2 (略)
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。
- (1) (略)
- (2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する物である場合
ア・イ (略)
ウ 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
(新設)
- エ～キ (略)
- (3) 運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
- (4) (略)
- (5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(内容の申告等)

第4条 運送申込人は、受託手荷物又は小荷物が前条第3項第2号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨 (同号ア、ウ又はエに該当する物 (以下「危険品等」という。) であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報) を当社に申告しなければなりません。

2 当社は、前条第3項第2号のいずれかに該当する受託手荷物又は小荷物の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該受託手荷物又は小荷物につき看守人の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求められます。

3 当社は、受託手荷物又は小荷物が前条第3項第2号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、運送申込人又は第三者の立会いのもとに、当該受託手荷物又は小荷物の内容を点検することがあります。

4 当社は、前条第3項第2号イに該当する受託手荷物又は小荷物 (次項において「高価品」という。) の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該受託手荷物又は小荷物の種類及び価格を明示した場合を除き、その滅失、損傷又は延着による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

(1) 運送契約の締結の当時、高価品であることを当社が知っていた場合
(2) 当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合

(運航の中止等)

第6条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(内容の申告等)

第4条 運送申込人は、受託手荷物又は小荷物が前条第3項第2号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。

2 当社は、前条第3項第2号のいずれかに該当する受託手荷物又は小荷物の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該受託手荷物又は小荷物につき看守人の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求められます。

3 当社は、受託手荷物又は小荷物が前条第3項第2号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、運送申込人又は第三者の立会いのもとに、当該受託手荷物又は小荷物の内容を点検することがあります。

4 当社は、前条第3項第2号イに該当する受託手荷物又は小荷物の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該受託手荷物又は小荷物の種類及び価格を明示したのでなければ、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。

(新設)

(運航の中止等)

第6条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止等の措置をとることがあります。

<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合</p> <p><u>(6)</u> 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合</p> <p><u>(7)</u> 旅客が旅客運送の部第18条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(運賃の額等)</p> <p>第7条 受託手荷物又は小荷物の<u>運賃</u> (以下「運賃」という。)の額及びその適用方法については、第4項に定めるところによるほか、別に地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。)に届け出たところによります。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(払戻し及び払戻し手数料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、100円の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第2号及び第3号 (第3条第3項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、<u>手数料を申し受けません。</u></p> <p>(当社の賠償責任)</p> <p>第12条 当社は、受託手荷物又は小荷物の滅失、<u>損傷又は延着</u>による損害については、<u>第4条第4項において当社が免責される場合を除き</u>、その損害の原因となった事故が、当該受託手荷物又は小荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合限り、これを賠償する責任</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 乗船者の疾病が発生した場合</p> <p><u>(5)</u> 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合 (新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(運賃の額等)</p> <p>第7条 受託手荷物又は小荷物の<u>運送の運賃</u> (以下「運賃」という。)の額及びその適用方法については、第4項に定めるところによるほか、別に地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。)に届け出たところによります。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(払戻し及び払戻し手数料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、100円の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第2号及び第3号 (第3条第3項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、<u>この限りではありません。</u></p> <p>(当社の賠償責任)</p> <p>第12条 当社は、受託手荷物又は小荷物の滅失、<u>き損等</u>による損害については、<u>第4条第4項に該当する場合を除き</u>、その損害の原因となった事故が、当該受託手荷物又は小荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合限り、これを賠償する責任を負います。</p>
--	---

を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しませ
ん。

(1) 当社が、使用船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと
並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置
をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることが
できなかつたことを証明した場合

(2) 当社が、運送申込人若しくは第三者の故意又は過失により、又は
運送申込人が法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより
当該損害が生じたことを証明した場合

3 (略)

(運送申込人に対する賠償請求)

第14条 運送申込人が、その故意若しくは過失により、又は法令若しく
はこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、
当社は、当該運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることがあ
ります。

(連絡運輸)

第15条 (略)

2 (略)

3 連絡運輸に係る受託手荷物及び小荷物の運送については、当社の運
送区間に関しては、この運送約款が適用されます。ただし、受託手荷
物又は小荷物の滅失、損傷又は延着についてその責任を負うべき者が
明らかでないときは、運送申込人に有利な運送約款を適用することが
できます。

4 連絡運輸に係る受託手荷物又は小荷物の滅失、損傷又は延着につい
ては、当社は、他の運送事業者と連帯してその責任を負います。この
場合において、他の運送事業者に対する異議又は通知は、当社に対す
る異議又は通知とみなします。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しませ
ん。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並び
に当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をと
つたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができ
なかつたことを証明した場合

(2) 当社が、運送申込人又は第三者の故意若しくは過失により、又は
運送申込人がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生
じたことを証明した場合

3 (略)

(運送申込人に対する賠償請求)

第14条 運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約
款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当
該運送申込人に対し、その損害の賠償を求めがあります。

(連絡運輸)

第15条 (略)

2 (略)

3 連絡運輸に係る受託手荷物及び小荷物の運送については、当社の運
送区間に関しては、この運送約款が適用されます。ただし、受託手荷
物又は小荷物の滅失、き損又は延着についてその責任を負うべき者が
明らかでないときは、運送申込人に有利な運送約款を適用することが
できます。

4 連絡運輸に係る受託手荷物又は小荷物の滅失、き損又は延着につい
ては、当社は、他の運送事業者と連帯してその責任を負います。この
場合において、他の運送事業者に対する留保又は通知は、当社に対す
る留保又は通知とみなします。

特殊手荷物運送の部 (定義)	特殊手荷物運送の部 (定義)
<p>第2条 この運送約款で「特殊手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であつて次に掲げるもの及びその積載物品をいいます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自転車、乳母車又は荷重その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両であつて、人力により移動するもの（手回り品及び受託手荷物として取り扱われるものを除く。）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、乗船券の提示を求めたうえ、1乗船当たり特殊手荷物を1個に限り、その運送契約の申込みに応じます。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 積載物品以外の特殊手荷物が次のいずれかに該当するものである場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの</p> <p>エ 船積固縛するに当たつて不適切な構造を有すると認められるもの</p> <p>オ 特殊手荷物の運賃（以下「運賃」という。）と比し、著しく高額であるもの</p> <p>カ その他乗船者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの</p>	<p>第2条 この運送約款で「特殊手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であつて次に掲げるもの及びその積載物品をいいます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自転車、乳母車、荷重その他の道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両であつて、人力により移動するもの（手回り品及び受託手荷物として取り扱われるものを除く。）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、乗船券の提示を求めたうえ、1乗船当たり特殊手荷物を1個に限り、その運送契約の申込みに応じます。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 積載物品以外の特殊手荷物が次のいずれかに該当するものである場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの</p>

- (3) 積載物品が次のいずれかに該当する物である場合
 ア・イ (略)
 ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 エ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 オ～キ (略)
- (4) 運送申込人が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
 (5) (略)
- (6) 当該運送に関し、運送申込人から特別な負担を求められた場合
- (特殊手荷物の内容の申告等)
- 第4条 運送申込人は、積載物品以外の特殊手荷物が前条第2項第2号オに該当する物又は積載物品が同項第3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨(同号ア、ウ又はエに該当する物(以下「危険品等」という。))であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報)を当社に申告しなければなりません。
- 2 当社は、前条第2項第2号オの積載物品以外の特殊手荷物又は同項第3号のいずれかに該当する積載物品の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該特殊手荷物につき看守人の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。
- 3 当社は、積載物品以外の特殊手荷物が前条第2項第2号オに該当する物又は積載物品が同項第3号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、運送申込人又は第三者の立会いのもとに、当該特殊手荷物の内容を点検することがあります。
- 4 当社は、前条第2項第2号オの積載物品以外の特殊手荷物又は同項第3号イに該当する積載物品(以下「高価品等」という。)の運送に

- (3) 積載物品が次のいずれかに該当する物である場合
 ア・イ (略)
 ウ 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 (新設)
 エ～カ (略)
- (4) 運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
 (5) (略)
- (6) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
- (積載物品の内容の申告等)
- 第4条 運送申込人は、積載物品が前条第2項第3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。
- 2 当社は、前条第2項第3号のいずれかに該当する積載物品の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該積載物品につき看守人の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。
- 3 当社は、積載物品が前条第2項第3号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、運送申込人又は第三者の立会いのもとに、当該積載物品の内容を点検することがあります。
- 4 当社は、前条第2項第3号イに該当する積載物品の運送に関して、運送申込人が運送の申込みの際に当該積載物品の種類及び価格を明

関しては、運送申込人が運送の申込みに際し当該高価品等の種類及び価格を明示した場合を除き、その滅失、損傷又は延着による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

(1) 運送契約の締結の当時、高価品等であることを当社が知っていた場合

(2) 当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって高価品等の滅失、損傷又は延着が生じた場合

(運航の中止等)

第6条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は特殊手荷物の種類（積載物品の種類を除く。以下同じ。）の制限の措置をとることがあります。

(1)・(2) (略)

(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

(4) (略)

(5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合

(6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

(7) 旅客が旅客運送の部第18条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合

(8) (略)

(運賃の額等)

第7条 運賃の額及びその適用方法については、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。

2 (略)

示したのであれば、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。

(新設)

(運航の中止等)

第6条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は特殊手荷物の種類（積載物品の種類を除く。以下同じ。）の制限の措置をとることがあります。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) 乗船者の疾病が発生した場合

(5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

(新設)

(6) (略)

(運賃の額等)

第7条 特殊手荷物の運送の運賃（以下「運賃」という。）の額及びその適用方法については、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。

2 (略)

(不正乗船等)

第15条 運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃のほかにその2倍に相当する額の増運賃をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは、当該船便の始発港をもつて乗船港とみなします。

(1)～(4) (略)

(5) 当社の係員が特殊手荷物券の提示を求め、又は運賃の支払いを請求してもこれに応じないこと。

(6)・(7) (略)

(払戻し及び払戻し手数料)

第16条 (略)

2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数を申し受けます。ただし、同項第6号及び第7号(第3条第2項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、手数料を申し受けません。

(1)・(2) (略)

(当社の賠償責任)

第20条 当社は、特殊手荷物の滅失、損傷又は延着による損害については、第4条第4項において当社が免責される場合を除き、その損害の原因となつた事故が、当該特殊手荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、使用船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることが

(不正乗船等)

第15条 運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃のほかにその2倍に相当する額の増運賃をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは、当該船便の始発港をもつて乗船港とみなします。

(1)～(4) (略)

(5) 当社の係員が特殊手荷物券の呈示を求め、又は運賃の支払いを請求してもこれに応じないこと。

(6)・(7) (略)

(払戻し及び払戻し手数料)

第16条 (略)

2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数を申し受けます。ただし、同項第6号及び第7号(第3条第2項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、この限りではありません。

(1)・(2) (略)

(当社の賠償責任)

第20条 当社は、特殊手荷物の滅失、き損等による損害については、第4条第4項に該当する場合を除き、その損害の原因となつた事故が、当該特殊手荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができ

できなかったことを証明した場合

- (2) 当社が、運送申込人若しくは第三者の故意又は過失により、又は運送申込人が法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 (略)

(運送申込人の損害賠償請求権)

第21条 運送申込人が異議をとどめないで引渡しを受けた特殊手荷物については、当該特殊手荷物に関して生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であつて、その引渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。

(運送申込人に対する賠償請求)

第22条 運送申込人が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることができます。

自動車航送の部

(運送の引受け)

第4条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することができます。

(1) (略)

(2) 自動車が次のいずれかに該当するものである場合

ア・イ (略)

ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの

なかつたことを証明した場合

- (2) 当社が、運送申込人又は第三者の故意若しくは過失により、又は運送申込人がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 (略)

(運送申込人の損害賠償請求権)

第21条 運送申込人が留保をなさずに引渡しを受けた特殊手荷物については、当該特殊手荷物に関して生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であつて、その引渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。

(運送申込人に対する賠償請求)

第22条 運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当該運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることができます。

自動車航送の部

(運送の引受け)

第4条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することができます。

(1) (略)

(2) 自動車が次のいずれかに該当するものである場合

ア・イ (略)

(新設)

- 三 船積固縛するに当たって不適切な構造を有すると認められるもの
 四 自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運賃（以下「運賃」という。）と比し、著しく高額であるもの
 五 その他乗船者、他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 (3) 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合
 ア・イ (略)
 ウ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 五 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 六・エ (略)
 (4) 自動車の運転者又は運送申込人が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
 (5) (略)
 (6) 当該運送に関し、運送申込人から特別な負担を求められた場合
 (自動車及びその積載貨物の内容の申告等)
 第5条 運送申込人は、自動車が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨（同号ア、ウ又はエに該当する物（以下「危険品等」という。）であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報）を当社に申告しなればなりません。
 2 当社は、自動車が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号のいずれかに該当する物である自動車の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該自動車又はその積載貨物につき看守人の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。

- (新設)
 (新設)
 五 その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 (3) 自動車の積載貨物が次のいずれかに該当する物である場合
 ア・イ (略)
 ウ 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 (新設)
 六・エ (略)
 (4) 自動車の運転者又は運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
 (5) (略)
 (6) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
 (積載貨物の内容の申告等)
 第5条 運送申込人は、自動車の積載貨物が前条第2項第3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなればなりません。
 2 当社は、その積載貨物が前条第2項第3号のいずれかに該当する物である自動車の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該積載貨物につき看守人の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。

<p>3 当社は、<u>自動車</u>が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、当該自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の<u>立会い</u>のもとに、当該自動車又はその積載貨物の内容を点検することがあります。</p> <p>4 当社は、<u>自動車</u>が前条第2項第2号オに該当するもの又はその積載貨物が同項第3号イに該当する物（以下「高価品等」という。）である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みに際し当該高価品等の種類及び価格を明示した場合を除き、その滅失、損傷又は延着による損害については、これを賠償する責任を負いません。</p> <p>5 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。</p> <p>(1) 運送契約の締結の当時、高価品等であることを当社が知っていた場合</p> <p>(2) 当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって高価品等の滅失、損傷又は延着が生じた場合</p> <p>(運航の中止等)</p> <p>第7条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は自動車の種類等の制限の措置をとることがあります。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合</p> <p>(6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合</p> <p>(7) 旅客が旅客運送の部第18条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合</p> <p>(8) (略)</p>	<p>3 当社は、<u>自動車</u>の積載貨物が前条第2項第3号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、当該自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の<u>立会い</u>のもとに、当該積載貨物の内容を点検することがあります。</p> <p>4 当社は、<u>その積載貨物</u>が前条第2項第3号イに該当する物である自動車の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みに際し当該積載貨物の種類及び価格を明示したのでなければ、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。</p> <p>(新設)</p>
<p>(運航の中止等)</p> <p>第7条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は自動車の種類等の制限の措置をとることがあります。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合</p> <p>(6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合</p> <p>(7) 旅客が旅客運送の部第18条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(運航の中止等)</p> <p>第7条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は自動車の種類等の制限の措置をとることがあります。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 乗船者の疾病が発生した場合</p> <p>(5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p>

<p>(運賃の額等)</p> <p>第8条 運賃の額及びその適用方法については、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。</p>	<p>(運賃の額等)</p> <p>第8条 <u>自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運送の運賃（以下「運賃」という。）の額及びその適用方法については、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(不正乗船等)</p> <p>第16条 自動車の運転者又は運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃のほかにその2倍に相当する額の増運賃をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは、当該船便の始発港を<u>もつて乗船港とみなします。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(不正乗船等)</p> <p>第16条 自動車の運転者又は運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は、運賃のほかにその2倍に相当する額の増運賃をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗船港が不明のときは、当該船便の始発港を<u>もつて乗船港とみなします。</u></p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当社の係員が自動車航送券の<u>提示</u>を求め、又は運賃の支払いを請求してもこれに<u>応じない</u>こと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当社の係員が自動車航送券の<u>呈示</u>を求め、又は運賃の支払いを請求してもこれに<u>応じない</u>こと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>
<p>(払戻し及び払戻し手数料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第5号及び第6号（第4条第2項第1号に係る場合に限る。）に係る払戻しについては、<u>手数料を申し受けません。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(払戻し及び払戻し手数料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第5号及び第6号（第4条第2項第1号に係る場合に限る。）に係る払戻しについては、<u>この限りではありません。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(当社の賠償責任)</p> <p>第21条 当社は、自動車及びその積載貨物の滅失、<u>損傷又は延着</u>による</p>	<p>(当社の賠償責任)</p> <p>第21条 当社は、自動車及びその積載貨物の滅失、<u>き損等</u>による損害に</p>

損害については、第5条第4項において当社が免責される場合を除き、その損害の原因となつた事故が、当該自動車及びその積載貨物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、使用船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかつたことを証明した場合

(2) 当社が、自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の故意若しくは過失により、又は自動車の運転者若しくは運送申込人が法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 (略)

(運送申込人の損害賠償請求権)

第22条 自動車の運転者又は運送申込人が異議をとどめないで引渡しを受けた自動車及びその積載貨物については、当該自動車又はその積載貨物に関して生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であつて、その引渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。

(自動車の運転者及び運送申込人に対する賠償請求)

第23条 自動車の運転者又は運送申込人が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該自動車の運転者又は運送申込人に対し、その損害の賠償を求めます。

については、第5条第4項に該当する場合を除き、その損害の原因となつた事故が、当該自動車及びその積載貨物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかつたことを証明した場合

(2) 当社が、自動車の運転者若しくは運送申込人又は第三者の故意若しくは過失により、又は自動車の運転者若しくは運送申込人がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 (略)

(運送申込人の損害賠償請求権)

第22条 自動車の運転者又は運送申込人が留保をなさずに引渡しを受けた自動車及びその積載貨物については、当該自動車又はその積載貨物に関して生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であつて、その引渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。

(自動車の運転者及び運送申込人に対する賠償請求)

第23条 自動車の運転者又は運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該自動車の運転者又は運送申込人に対し、その損害の賠償を求めます。



(標準内航運送約款の一部改正)

第二条 標準内航運送約款(平成十七年国土交通省告示第二百五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 船荷証券又は複合運送証券が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者</p> <p>二 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貨物が次のいずれかに該当する物である場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 銃砲、刀剣その他使用することにより、船員その他の使用人（以下「船員等」という。）若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ニ 爆発物、放射性物質その他船員等若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>三 荷送人等又は荷受人が法令若しくはこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 船荷証券又は複合運送証券が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者</p> <p>二 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貨物が次のいずれかに該当する物である場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 銃砲、刀剣、爆発物、放射性物質その他船員その他の使用人（以下「船員等」という。）又は便乗者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ニ (新設)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>三 荷送人等又は荷受人がこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合</p> <p>四・五 (略)</p>
---	---

改正前

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 船荷証券又は複合運送証券が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者</p> <p>二 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貨物が次のいずれかに該当する物である場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 銃砲、刀剣、爆発物、放射性物質その他船員その他の使用人（以下「船員等」という。）又は便乗者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ニ (新設)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>三 荷送人等又は荷受人がこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 船荷証券又は複合運送証券が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者</p> <p>二 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 貨物が次のいずれかに該当する物である場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 銃砲、刀剣、爆発物、放射性物質その他船員その他の使用人（以下「船員等」という。）又は便乗者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>ニ (新設)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>三 荷送人等又は荷受人がこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合</p> <p>四・五 (略)</p>
---	---

六 ロールオン・ロールオフ船において、自動車^が次のいずれかに該当するものである場合

イ〜ハ (略)

ニ 船積固縛するに当たって不適切な構造を有すると認められるもの

ホ (略)

七 (略)

(貨物の内容の申告等)

第四条 荷送人は、貨物の種類、重量、状態、価格、電源接続等特別な取扱いその他の貨物の明細に関する事項、荷送人及び荷受人の氏名又は名称、船積港及び陸揚港を契約締結前に当社に書面により通知しなければならぬ。ただし、荷送人は、当社の承諾を得た場合は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、当該書面を通知したものとみなす。

2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨(同号イ、ハ又はニに掲げる物(以下「危険品等」という。)であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報)を通知しなければならぬ。

3 荷送人は、前二項の規定により通知した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した事項が事実と異なることから当社に発生する費用、罰金及び賠償の責めに任ずることとする。

4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が通知した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送

六 ロールオン・ロールオフ船において、自動車^が次のいずれかに該当するものである場合

イ〜ハ (略)

ニ 船積固縛するに不適切な構造を有すると認められるもの

ホ (略)

七 (略)

(貨物の内容の申告等)

第四条 荷送人は、貨物の種類、重量、状態、価格、電源接続等特別な取扱いその他の貨物の明細に関する事項を契約締結前に当社に明告しなければならぬ。

2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を書面により明告しなければならない。

3 荷送人は、前二項の規定により明告した事項が事実と異なることを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を明告しなかったこと又は明告した事項が事実と異なることから当社に発生する費用、罰金及び賠償の責めに任ずることとする。

4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を明告しなかったこと又は明告した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が明告した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6 当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送

の申込みに応じる場合においては、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7 (略)

8 荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、危険品等を積載することができない。

9・10 (略)

(車両及びコンテナの重量)

第五条 (略)

2 貨物が積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第五十六条の四第一項の規定に基づき指定された最大総質量を超えてはならない。

3 荷主は、前二項の規定に違反したことによって生じる人的損害並びに使用船舶、貨物及び荷役資機材の滅失、損傷又は延着による損害について、賠償の責めに任じることとする。

(貨物の甲板積み)

第六条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、甲板積みされた貨物の滅失又は損傷による損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がない限り、当社は賠償の責めに任じない。

(生動物)

第七条 当社は、生動物の運送を引き受けた場合においては、生動物の管理・保管に関して生じた損害について、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がない限り、賠償の責めに任じない。生動物の死傷に関して、同様とする。

の申込みに応じる場合においては、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7 (略)

8 荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、前条第四項第二号イ又はハに掲げる貨物(以下「危険品等」という。)を積載することができない。

9・10 (略)

(車両及びコンテナの重量)

第五条 (略)

2 貨物が積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第五十六条の四第一項の規定に基づき指定された最大総重量を超えてはならない。

3 荷主は、前二項の規定に違反したことによって生じる人的損害並びに使用船舶、貨物及び荷役資機材の滅失、毀損等による損害について、賠償の責めに任じることとする。

(貨物の甲板積み)

第六条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、甲板積みされた貨物の滅失又は毀損による損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がない限り、当社は賠償の責めに任じない。

(生動物)

第七条 当社は、生動物の運送を引き受けた場合においては、生動物の管理・保管に関して生じた損害について、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がない限り、賠償の責めに任じない。生動物の死傷に関して、同様とする。

(違法船積品等)

第八条 (略)

2 荷送人は、危険品等が船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は船員等に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

3 荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船において自動車船積固縛するに当たって適切な構造を有するものであり、かつ、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。自動車船積固縛するに当たって不適切な構造を有していたために当社又は船員等に損害を与えた場合においては、荷主は、賠償の責めに任ずることとする。

(輸送機器)

第九条 (略)

2 当社が所有又は使用する輸送機器を荷送人等又は荷受人に貸し出す場合において、当社と荷送人等が立ち会って当該輸送機器の点検を行った結果異状が認められないときは、当社は、当該輸送機器によって貨物に発生した損害について、賠償の責めに任じない。荷送人等、荷受人又は第三者の悪意又は過失により、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

3・4 (略)

5 前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に対し、あらかじめ取扱方法を通知しなければならないこととする。この場合において、当社は、当該取扱方法によっては、運送契約の申込みを拒否することができる。

(冷凍機器)

(違法船積品等)

第八条 (略)

2 荷送人は、危険品等が船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は船員等に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

3 荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船において自動車船積固縛するに適切な構造を有するものであり、かつ、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。自動車船積固縛するに不適切な構造を有していたために当社又は船員等に損害を与えた場合においては、荷主は、賠償の責めに任ずることとする。

(輸送機器)

第九条 (略)

2 当社が所有又は使用する輸送機器を荷送人等又は荷受人に貸し出す場合において、当社と荷送人等が立ち会って当該輸送機器の点検を行った結果異状が認められないときは、当社は、当該輸送機器によって貨物に発生した損害について、賠償の責めに任じない。荷送人等、荷受人又は第三者の悪意又は過失により、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

3・4 (略)

5 前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に対し、あらかじめ取扱方法を明告しなければならないこととする。この場合において、当社は、当該取扱方法によっては、運送契約の申込みを拒否することができる。

(冷凍機器)

第十条 当社は、荷主の要求がある場合において冷凍機器（貨物を冷却する一切の機器をいう。以下同じ。）の接続を行うときを除き、冷凍機器について特別な取扱いをしない。冷凍機器に保管される貨物の滅失又は損傷による損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合は、当社は、賠償の責めに任ずる。

（荷造等）

第十一条 荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は船員等に損害を与えた場合においては、当該荷送人等は、賠償の責めに任ずることとする。

2・3 （略）

（運航の中止等）

第十二条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航路、寄港地、船積港若しくは陸揚港の変更又は貨物の種類等の制限の措置をとることができる。

一・二 （略）

三 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

四 （略）

五 船員等又は便乗者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合

六～十 （略）

（運賃等）

第十六条 （略）

第十条 当社は、荷主の要求がある場合において冷凍機器（貨物を冷却する一切の機器をいう。以下同じ。）の接続を行うときを除き、冷凍機器について特別な取扱いをしない。冷凍機器に保管される貨物の滅失又は毀損による損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がないことを証明できない場合は、当社は、賠償の責めに任ずる。

（荷造等）

第十一条 荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は船員等に損害を与えた場合においては、当該荷送人等は、賠償の責めに任ずることとする。

2・3 （略）

（運航の中止等）

第十二条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航路、寄港地、船積港若しくは陸揚港の変更又は貨物の種類等の制限の措置をとることができる。

一・二 （略）

（新設）

三 （略）

四 船員等又は便乗者の疾病が発生した場合

五～九 （略）

（運賃等）

第十六条 （略）

2 埠頭、オープンヤード、上屋又はコンテナヤード等（以下「埠頭等」という。）における貨物の仕分・荷造等に要する費用は、荷主の負担とする。

3 荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、付随の費用、立替金、滞船料及び貨物の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額（以下「運賃等」という。）を支払わなければならない。

4 (略)

5 当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じた場合又は当社の悪意若しくは過失又は船員等の悪意若しくは重大な過失によって滅失した場合は、荷主に当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃を請求しない。当社が既に当該貨物に係る運賃の全部又は一部を収受している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

6 (略)

7 当社は、運賃等の支払いを受けるため、貨物を競売することができる。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に対してこれを請求することができる。

8 (略)

(当社の責任)

第十八条 当社の貨物の滅失、損傷又は延着に対する責任は、第三条第二項の規定により当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2 当社の責任は、荷受人が異議をどめないで貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合において荷受人が引渡日より二週間以内に当社に對してその通知を發したときは、この限りでない。

3 前項の規定は、貨物の引渡しの際、当社又は船員等が貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しない。

4 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当社が行う場合にお

2 埠頭、オープンヤード、上屋又はコンテナヤード等（以下「埠頭等」という。）における貨物の仕訳・荷造等に要する費用は、荷主の負担とする。

3 荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、付随の費用、立替金、碇泊料及び貨物の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額（以下「運賃等」という。）を支払わなければならない。

4 (略)

5 当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力又は当社の悪意若しくは過失によって滅失した場合は、荷主に当該貨物に係る運賃を請求しない。当社が既に当該貨物に係る運賃の全部又は一部を収受している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

6 (略)

7 当社は、運賃等の支払いを受けるため、裁判所の許可を得て貨物を競売することができる。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に対してこれを請求することができる。

8 (略)

(当社の責任)

第十八条 当社の貨物の滅失、毀損等に対する責任は、第三条第二項の規定により当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2 当社の責任は、荷受人が留保をせずに貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない毀損又は一部滅失がある場合において荷主が引渡日より二週間以内に当社に對してその通知を發したときは、この限りでない。

3 前項の規定は、当社又は船員等に悪意がある場合においては、適用しない。

(新設)

いて、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が第二項ただし書の期間内に同項ただし書の通知を受けたときは、荷送人に対する当社の責任に係る第二項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

5 他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、損傷又は延着の損害について当社又は船員等に悪意又は過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。

(削る)

6 前項の規定にかかわらず、当社は、第三条第四項第二号ロに掲げる貨物(次項において「高価品」という。)の滅失、損傷又は延着の損害については、第四条第二項に基づく通知がないときは、賠償の責めに任じない。

7 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていた場合

二 当社又は船員等の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合

8 貨物の滅失又は損傷の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定した場所及び時間における価格によってこれを定める。

9 前項において、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定し

4 他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、毀損等の損害について当社又は船員等に悪意又は過失がないことを証明できないときは、賠償の責めに任じる。

5 前項の規定にかかわらず、当社は、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、当社に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任じる。

6 前二項の場合においても、当社は、第三条第四項第二号ロに掲げる貨物の滅失、毀損等の損害については、第四条第二項に基づく書面による申告がないときは、賠償の責めに任じない。

(新設)

7 貨物の滅失、毀損等の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定した場所及び時間(一部滅失又は毀損の場合においては、引渡しのある時間。次項において同じ。)における価格によってこれを定める。

8 前項において、あらかじめ当社が当該貨物の引渡しについて指定し

た場所及び時間における価格が明確でない場合においては、当該価格は、第四条第一項において荷送人が通知した価格であるものと推定する。

10|| 貨物の滅失又は損傷のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。

11|| 貨物の延着の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、運賃等の総額を限度とする。

12|| 当社は、前四項の規定にかかわらず、当社又は船員等の故意又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は延着した場合においては、一切の賠償の責めに任ずる。

(荷主等の賠償責任)

第十九条 この約款に規定するもののほか、荷送人等又は荷受人が、その悪意若しくは過失により、又は法令若しくはこの約款を守らなかったことにより当社又は船員等に損害を与えた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

(除斥期間)

第二十一条 貨物の滅失、損傷又は延着に対する当社の責任は、荷受人に貨物の引渡しされた日（貨物の全部が滅失した場合にあつては、あらかじめ当社が引渡しについて指定した日をいう。）から一年以内

に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2|| 前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後
3|| 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなす。

た場所及び時間における価格が明確でない場合においては、当該価格は、第四条第一項において荷送人が明告した価格であるものと推定する。

9|| 貨物の滅失、毀損のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。

(新設)

10|| 当社は、当社又は船員等の悪意又は重過失によって貨物が滅失、毀損等した場合においては、一切の賠償の責めに任ずる。

(荷主等の賠償責任)

第十九条 この約款に規定するもののほか、荷送人等又は荷受人が、その悪意若しくは過失により、又はこの約款を守らなかったことにより当社又は船員等に損害を与えた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、損害の賠償の責めに任ずることとする。

(時効)

第二十一条 貨物の滅失、毀損等に対する当社の責任は、当社に悪意がある場合を除き、荷受人が貨物を受け取った日（貨物の全部が滅失した場合にあつては、あらかじめ当社が引渡しについて指定した日をいう。）から一年を経過したときは、時効によって消滅する。

(新設)

(便乗者)

第二十三条 (略)

2~4 (略)

5 便乗者の悪意若しくは過失により、又はこの約款を守らなかったことにより、当社又は船員等に損害を与えた場合においては、便乗者又は荷主は当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

(仲裁等)

第二十七条 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人又は一般社団法人等に仲裁を付し、仲裁人の判断に従うこととする。仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は当該一般社団法人等の定めるところによる。

2 (略)

(便乗者)

第二十三条 (略)

2~4 (略)

5 便乗者の悪意若しくは過失により、又はこの約款を守らなかったことにより、当社又は船員等に損害を与えた場合においては、便乗者又は荷主は当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

(仲裁等)

第二十七条 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人に仲裁を付し、仲裁人の判断に従うこととする。仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人の定めるところによる。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(旅客運送に関する経過措置)

第二条 施行日前に締結された旅客運送契約（以下この条において「旧旅客運送契約」という。）及び旧旅客運送契約に係る手回り品に関する当社又はその使用人の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に旧旅客運送契約に基づいて発生した旅客の生命又は身体の侵害に係る当社の損害賠償の責任については、この限りでない。

(受託手荷物及び小荷物運送に関する経過措置)

第三条 施行日前に締結された受託手荷物及び小荷物運送契約（以下この条において「旧受託手荷物及び小荷物運送契約」という。）及び旧受託手荷物及び小荷物運送契約に係る受託手荷物及び小荷物に関する当社又はその使用人の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(特殊手荷物運送に関する経過措置)

第四条 施行日前に締結された特殊手荷物運送契約（以下この条において「旧特殊手荷物運送契約」という。）及び旧特殊手荷物運送契約に係る特殊手荷物に関する当社又はその使用人の不法行為に

よる損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(自動車航送に関する経過措置)

第五条 施行日前に締結された自動車航送に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物の運送契約（以下この条において「旧自動車航送契約」という。）及び旧自動車航送契約に係る自動車並びにその運転者及び積載貨物に関する当社又はその使用人の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(貨物運送に関する経過措置)

第六条 施行日前に締結された貨物運送契約（以下この条において「旧貨物運送契約」という。）及び旧貨物運送契約に係る貨物に関する当社又は船員その他の使用人（下請人及び荷役業者を含む。）の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。